

墨田区東墨田会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 使用料を期限内に納付しないとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間につき 270 円</td> </tr> <tr> <td>設備・器具</td> <td>1件、1回につき 220 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 <u>区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</u></p>	区 分	使 用 料	講習室	1時間につき 270 円	設備・器具	1件、1回につき 220 円	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>使用料その他使用者の義務に属する費用</u>を期限内に納付しないとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間につき 250 円</td> </tr> <tr> <td>設備・器具</td> <td>1件、1回につき 200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔新設〕</p>	区 分	使 用 料	講習室	1時間につき 250 円	設備・器具	1件、1回につき 200 円
区 分	使 用 料												
講習室	1時間につき 270 円												
設備・器具	1件、1回につき 220 円												
区 分	使 用 料												
講習室	1時間につき 250 円												
設備・器具	1件、1回につき 200 円												

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。